こうした弁論を通じて，中央構造線の存在を示す甲１２号証の４（「訴訟ニュース」，１４１号参照）の重要性が注目を集めたことの意義は大きい。

続いて大野さんが立ち，当日提出の手書きの準備書面「伊方沖断層の諸問題」（次号に全文掲載予定）を，説明を加えながら朗読。大野さんは「この書面は，これまでの準備書面『立地条件２～４』（「訴訟ニュース」，１４０～１４５号参照）で繰り返しのべてきたことをまとめたもの」と前置きして朗読。

大野さんは，伊方沖の中央構造線についての国側のこれまでの二つの主張，すなわち，「中央構造線は本件原子炉敷地の沖合５～８ｍの範囲にあると推測される」と，「伊方原発沖合の中央構造線は活動的でない」との二つの主張が矛盾していることを鋭く指摘。

まず断層の活動性については，「第４紀（２００万年前）以降活動を有し，将来も活動する可能性のある断層を活動層という」と，国側も認めている「学界等において定着した」定義があるのに，国側は，ことさらに，「活動的でない」といった表現で，中央構造線が活断層でないかのようにごまかしている。

ところが，海底の音波探査で，伊方沖５～８ｋｍ附近に認められた断層は，甲１２号証の４の「地質断面図」でも明らかなように，第４紀に活動している断層，つまり活断層なのである。それを国側は，沖積層（約１万８千年前）に乱れがないということで，活断層でないかのように主張している。

しかし，沖合５～８ｋｍの断層が，定義通りの活断層であるという事実を基にし，もしそれが中央構造線だとすると，当然，中央構造線は活断層ということになり，国側の「中央構造線は活動的でない」という主張と矛盾する。またもし，その断層が中央構造線でないとすると，原告住民側の主張通りに，５～８ｋｍよりもっと近くの沖合を中央構造線が通っていることになり，いずれにしても国側の主張は崩れる。結局，九州まで続く大活断層で巨大地震の震源となる中央構造線の位置さえ決めずに行った安全審査の誤りは明白で，伊方原発の設置許可処分は取り消されねばならない，と大野さんは力強くしめくくり，傍聴席からは期せずして拍手が起こる。

続いて近藤さんが立ち，国側への２６項目の釈明を要求した文書の朗読に移った。（以下次号に続く）

会計報告（'86.1/29～2/28）

収入	
会　費	３４,０００
ニュース購読料	６７,５００
カンパ	６,５００
計	１０８,０００
支出	
ニュース印刷代	２５,０００
振替手　料	６００
郵送料	９,７２０
資料費	２,０７０
ゼロックス・リース料	１４,３００
２号炉公判援助	３０,０００
計	８１,６９０
差引	２６,３１０
積立金合計	４６６１０４

伊方訴訟ニュース

第１５１号

１９８６年３月１５日

連絡先：〒５３０　大阪市北区西天満４－９－１５　第１神明ビル
藤田法律事務所☎０６－３６３－２１１２　口座大阪３－４８７８０

２号炉訴訟第２５回公判

文字通りの「口頭弁論」の場に国の主張を代弁する裁判長を相手に

２月２８日の朝，松山も厳しい寒波に見舞われ，うっすらと雪化粧。早朝に伊方を出発したマイクロバスも，途中の峠での積雪のため，約３時間半もかゝって，開廷直前に到着。約６０ｋｍも離れた三崎町の原告の皆さんも含め，５ヶ月ぶりの原告席は満席。３号炉の圧力にも屈しない住民の心意気が法廷に発散。

定刻を少しすぎて開廷。国側が釈明の書面を"陳述"した後，原告席の近藤さんが立ち「用意してきた準備書面の陳述に先立って，聞きたいことがある」と，次のように発言。

「前回に国側は，私たちの提出した証拠甲１２号証の４について，『不知』と云ったが，何が分らないのか云ってほしい」と。

これに対して裁判長が「不知」の法律的説明を行ったことから，以下の弁論が行われた。

裁判長　原告側はその甲号証を自分たちで作ったというが，「不知」というのは，そのことを認めるかと聞かれた時，被告としては誰が作ったか確認できないので，そう答えるしかないということだと理解してほしい。

住民側　自分たちが作ったことは，この証拠を見れば明らかで，何が分らないというのかが分らない。

裁判長　被告としては，そう云うより仕方がないということだと思う。

国側　原告からの弁論を聞いた上で‥。

裁判長　いや，裁判所がどう考えているかを話したい。裁判所としては，誰かは分らないが原告らが協力して作成したのだろうとは思っており，今後どうしても，誰がどのようにして作ったのかを明らかにする必要が出た時は，改めて聞くかもしれないが，今の段階では，そうすることもないと思っている。

住民側　この裁判が始まる時，裁判所は，「箇条書きでもいいから文書にして出してほしい」とまで云っていた。苦労して作った証拠について分らないというのなら，もう少し踏み込んだ説明をさせてほしい。

裁判長　あなた方は専門家でないから無理はないと思うが，「不知」には，そう深い意味はなく，「否認」と違って否定ではない。

住民側　国側も裁判長と同じ見解か。

国側　その通りです。

住民側　国側は答弁書に「原発のことは裁判所にも難かしすぎる」と書いているが，はじめての「不知」は，そうした主張の延長上に出てきたように思う。（以下５頁右下へ）

最高裁審理に備えて

原発訴訟４判決に現われた推進側の矛盾（その４）

（前号を（その３）と訂正）

３　原子力基本法および原子炉規制法の違憲

国が原発の設置を許可する法的根拠は，原子力の「平和利用」を謳った原子力基本法とそれに基いて作られた原子炉規制法とであるが，その二つの法律を，正面から，憲法に違反していると告発したのが，伊方原発訴訟のユニークな特長である。

この違憲の主張は，いうまでもなく，こんごの最高裁での審理でも焦点となる重要な論点である。ただ，このシリーズでは，「原発の設置許可処分は行政の裁量処分である」との国側の主張について，４判決がどのように対応したかを，違憲問題に先行させた。それは「裁量処分」問題によって，原発の現行規制法体系が，いかにデタラメなものであり，伊方住民らの違憲の主張が単なる"空鉄砲"でないかを，読者の皆さんに知ってもらいたかったからである。

前号までの検討で明らかになったように，各判決が，原発の設置許可処分を行政の裁量処分と認めざるを得なかったのは，万人が安全と認められないような超危険な原発の設置を，「見切り発車」によって許可するために原子炉規制法が作られており，しかも，その許可の基準が文字通りの「白地規定」でしかない，ということのためであった。そうした無茶を押し通さねばならないのは，超危険な原発を，憲法の諸規定に違反してまで，商業施設として許可しようとしたからにほかならない。そのことを，伊方訴訟の原告住民側は，提訴以来，一貫して主張し続けてきた。

この項では，以下の２点についての住民側の違憲主張を，各判決がどのように受けとめ対応したかを検討する。

商業用原発の設置容認の違憲

伊方訴訟の原告住民側は，松山地裁での一審の結審前の書面で，次のように主張した。

「放射性物質は，人間に悲惨かつ重大な被害をもたらすものであり，人間はこれを無毒化する術を持たないところ，伊方原子力発電所は右放射性物質を大量に製造して内蔵し，平常時においてさえ右放射性物質をタレ流し，必ず発生する事故に際して絶対に作動しなければならないＥＣＣＳは作動されないことが確認されているから，事故時には厖大な量の放射性物質が飛び出して，夥しい人的・物的被害をもたらすことは明らかであって，伊方原子力発電所は人類と共存できないものであるから，伊方原子力発電所のような商業用原子力発電所の設置を容認している原子炉規制法２３条，２４条および原子力基本法１条，２条は，この限りにおいて，住民，国民の基本的人権の保障を定めた憲法１３条（個人の尊重，編集注），１４条（法の下の平等，注），２５条（国民の生存権，注）および２９条（財産権の保障，注）に違背し，違憲なものといわなければならない」と。

これに対して**松山地裁判決**は，何の判断も示さずに黙殺した。

高松高裁判決は，一応この主張を受けとめた上で，次のように判示して，住民側の違憲主張を退けた。

「原子力発電が放射性物質を原子炉に内蔵することによって危険性を有していることは前記の通りであるが，その危険性は，原子炉を安全に管理する技術と安全管理のための法令等の規制手段があれば，顕在化することはなく，潜在的なものにとどまるものであり，原子炉等規制法及びその関連法令は，右の技術が存在することの確認を含む安全管理のための規制を行っているのであるから，原子力発電所の設置により当然に周辺住民の生命，身体の安全が害されるということはできず，なお，右規制の一環である原子炉設置許可の処分に瑕疵がある場合には，その取消しの訴えが認められることにも徴し，その処分が周辺住民に被害の受忍を強いるものともいい難い。したがって，原子力発電所の設置によって直ちに周辺住民の生命，身体の安全が害され，周辺住民がこれを受認する義務を負うかのようなことを前提とする控訴人らの右主張は失当というべきである」と。

福島地裁判決と**水戸地裁判決**は，この点についての原告住民側からの主張がなされなかったために，一切言及していない。

原発規制手続法としての違憲

伊方訴訟の原告住民側は，あえて超危険な原発の設置を許可するというのなら，その規制手続を明白で厳重なものにしなければならないのに，「規制法２４条の許可基準といわれるものは白地基準にすぎないこと，また規制法および原子力基本法は，原子力発電所の設置について憲法上要請される適正手続規定を欠いていることの二点において，憲法に反する」と主張した。

これに対して**松山地裁判決**は，まず以下のように住民側の主張を要約して受けとめている。

「原告らは，国民の権利を制限し，又は国民に義務を課する法規は，国会によって制定された法律であることが必要であるところ，原子炉はその事故発生の際はもちろんのこと，平常運転時においても多量の放射性物質を周辺環境に放出し，周辺住民の生命，身体，財産等に甚大な損害を与え，もって国民の権利を侵害するものであるにもかかわらず，原子炉設置許可の要件を定める規制法２４条１項，特にその４号は白地規定に等しいものであり，更に，告示，安全設計審査指針，原子炉立地審査指針，気象手引等の，原子炉設置許可処分に際し審査の基準となるものは，いずれもその法的根拠を欠くものであり，したがって，右規制法等は憲法３１条（法定手続の保障，注），４１条（国会の立法権，注）に違反する。このような違憲の法規に基づいてなされた本件許可処分は無効である。

また，原子炉は，事故時はもちろん平常運転時においても，その放出する放射性物質によって，原告らの生命，身体，財産等を損傷し，刑事手続における基本的人権の侵害とは比較にならないほどの大量，深刻に基本的人権を否定するものであるから，その設置許可手続については，憲法３１条に従い，適正手続を保障し，

①処分庁が当該根拠法規自体においてはもちろん，他の法規との関係でも公正であること，

②原子炉設置予定場所周辺住民の同意を得ること，

③公聴会の開催

④周辺住民に対する告知，聴聞の機会の設定，

⑤周辺住民に対し安全審査に関する全資料を公開すること，

が要求されていると考えなければならないのに，基本法及び規制法のどこにもこのような事項が規定されていないから，基本法及び規制法は憲法の要求する適正手続条項に違反する旨主張する」と。

しかし，この真当な住民側の主張を，**松山地裁判決**は，以下のように，詭弁というほかない4点の理由をかかげて退けたのである。

「第一に，第三者に危害を及ぼす危険性のある施設等の設置，製造を許可するに当って，法律又はその委任する命令に明確な基準を設け，その基準適合性を少数の，しかも必ずしも高度の専門家とはいえないものに判断させる方法をとるか，右のような基準を設けることなく，多数の高度の専門家の判断に委ねる方法をとるかは，当該施設等に基準を定立できるだけの定型性があるか否か，基準を定立することと多数の専門家の判断に委ねるのとでは，いずれが安全性確保の見地から妥当であるか等を総合的に考慮したうえで，立法機関が判断すべき事柄である。したがって，原子炉設置許可における安全審査のために，規制法２４条１項４号掲記のように抽象的な基準が定められているに過ぎなくても，原子炉の安全審査に右後記の方法をとった立法機関の判断に特に不合理性の認められない本件では，本件許可処分の根拠となった右規定等をとらえて，それが憲法３１条，４１条に違反するものとはいえない。

第二に，第三者に危害を及ぼす危険性のある施設等の設置許可処分手続に，当該施設により被害を受けるかもしれない第三者を関与させるか否か，関与させるとしてどの程度の関与をなさしめるかは，当該行政処分の性質，当該施設の危険性の程度，第三者を手続に関与させることの必要性の程度等を総合的に考慮したうえで，これまた立法機関が判断すべき事柄である。そして，基本法，規制法が原子炉設置許可手続に周辺住民を関与させるべき規定を設けていなくても，右立法機関の判断に特に不合理性の認められない本件では，右規定がないことをもって，右各法規が憲法３１条に違反するとはいえない。

第三に，告示所定の許容被ばく線量が危険なものとはみられないことは後記のとおりである。そして，告示は規則に，規則は規則法及び同法施行令にと，それぞれ根拠を置くものであり，規則は規則法のいわゆる執行命令としての性格を有するものとみられる（告示，規則，規制法施行令の各前文参照）から，告示が法的根拠のないものであるとはいえない。

第四に，安全設計審査指針，原子炉立地審査指針，気象手引は，いずれも法規範性をもたないものであることは，その各形式に照らし明らかであり，これらの指針，手引は，原子炉設置許可処分における安全審査に際し，その判断にできる限り安定性と確実性とを持たせようとするものであるに過ぎず，その法規範性の存在しないことは前記第一の原子炉の安全審査の方法に照らし，憲法３１条，４１条違反の問題の生ずる余地はない」と。

高松高裁判決は，上記の松山地裁判決を追認した上で，上に引用した判示の第三点を，

次のように補強している。

「許容被曝線量等を定める件の告示は，総理府令である原子炉規則に基づくものであり，同規則は法律である原子炉等規制法に基づくものであるから，右告示による許容被曝線量の定めが法的根拠に欠けるとはいえず，また，許容被曝線量をどの程度とみるかは，原子炉施設等が核燃料物質等による災害の防止上支障がないものであるか否かの判定，すなわち，本件許可処分の内容の当否にかかわることであると考えられるから，右の定めをもって，本件許可処分の手続が違法であるということはできない」と。つまり，許容線量さえ行政の裁量できめることを認めたのである。

一方，福島原発と東海原発の周辺住民も，次のように，安全審査基準の違憲を主張した。

「危険な原発の設置には厳格な条件を付ける必要があり，そのためには，安全審査基準は，法律で定められた具体的かつ詳細な内容のものでなければならない。しかるに実際の安全審査では，法的根拠がなく，審査をする立場にある原子力委員会自身の決定した客観性のない指針，手引をもって基準としており，憲法３１条に違反している」と。

これに対し**福島地裁判決**は，高松高裁判決の上記判示の前半もなげすて，次のように，「許容被曝線量を定める件」も「指針」類と同様に，法律に根拠を有する必要がないと判示している。

「審査基準の具体的内容の確定については，合理的な範囲内において，行政庁の専門技術的裁量に委ねられているのであり，ただ，右の審査，判断の客観性の担保，その確実性及び予測可能性の確保等に資するため，可能な事項については一定の審査基準を明確にしておくという趣旨から，前記指針類及び許容被曝線量を定める件が定められた」と。

そして**福島地裁判決**は，上に引用した松山地裁判決中の第一点も併記しつつ，「いずれにしても，前記憲法３１条違反に関する原告らの主張は失当である」としている。

水戸地裁判決は，松山地裁判決中の第一点，つまり，「法律に根拠を有する明確な基準を設けるかどうかは立法機関が判断することで，立法機関の選択に不合理な点はない」として，原告住民側の違憲主張を退けている。

（以下次号に続く）

（１頁から続く）

裁判長　ほかのことは別にして，この件に関する限り，これまで述べた通りなので，あまり考えすぎないようにしてほしい。

住民側　１号炉訴訟の際，国側は原子炉のりっぱな模型を法廷に持ち込んだが，あれも通産省が作ったものでないことは明らか。住民の手作りなら「不知」になるのか。

裁判長　そうではなく，たとえりっぱなものでも同じことだと思う。

住民側　この証拠に用いた資料は，国側も手にしている公開のものばかりなのに。

裁判長　資料をつなぎ合わせただけということは分るが，そのことで新しいものになる。

住民側　つなぎ合わせ方も，もとの資料も当然，国側で確認できるはず。この証拠が国側にとって苦しいものとなるだろうと思われるだけに，私たちは「不知」を気にしている。

裁判長　よく分ったが，しいて云えば，誰が作ったかだけが問題で，内容についてでないということを再度強調しておきたい。